



贈
労災闘争勝利記念
住友生命分会

全労協 GENERAL UNION

Labour Update

労組周辺動向 No. 196



2024 - 07 - 19

1. 法・政策

(1) 「『令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況』を公表します」 2024年7月12日 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001275308.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) 住友林業の新入社員自殺、長時間労働とパワーハラ認定 福岡地裁

戸建て住宅大手「住友林業」熊本支店（熊本市）の新入社員の男性（当時24）が2016年に自殺したのは、長時間労働や上司のパワーハラメントが原因だとして、労災でないとした処分を取り消すよう父親（64）が国に求めた訴訟の判決が7月5日、福岡地裁であった。判決は、原告の訴えを認め、処分を取り消すよう命じた。

判決によると、男性は大学卒業後の2015年4月に入社し、熊本支店に営業職として配属。帰省中の2016年元日に自殺した。父親は熊本労基署に労災を申請したが、熊本労基署は2017年12月、労災

と認めない決定をした。。

(2) 改正入管難民法に国連が懸念表明…永住資格取り消し要件拡大は「人権に影響」と日本政府に書簡送る

6月14日に成立した改正入管難民法に盛り込まれた、外国人の永住資格の取り消し要件を拡大する措置について、国連の人種差別撤廃委員会は「永住者の人権に及ぼす影響を懸念する」とする書簡を日本政府に送った。

同委員会は先月25日付で日本政府あてに書簡を送り、ホームページでも公表した。

改正入管難民法は永住者が税金や社会保険料の滞納をした場合などに永住資格を取り消すことができるとしており、当事者の外国人や支援団体からは過剰な制裁との批判が出ている。

書簡は「新法が外国籍の人に対して差別的な影響を及ぼさないようにすべきだ」と指摘。「永住資格が取り消され退去命令が出た場合に、当事者が異議を申し立てられる措置を講ずべきだ」と要求した。

同委員会はさらに、日本政府に対し、永住者の人権確保のための方策や、法律の廃止や見直しをする予定があるかなどを8月2日までに報告するよう求めた。

同委員会は、日本も1995年に批准した人種差別撤廃条約に基づく組織。各国の条約の履行状況を調べ、必要に応じ勧告している。日本については技能実習制度についても外国人の人権が侵害されているとして問題視し、是正を勧告してきた。

(3) 韓国サムスン電子、最大労組が無期限スト入り宣言

韓国サムスン電子の最大の労働組合は7月10日、賃上げや福利厚生改善を求めて無期限のストライキに入ると宣言した。ウェブサイトで明らかにした。

国内従業員のほぼ4分の1に当たる約3万人が加入する「全国サムスン電子労組」によると、当初は3日間の予定だったが、7月8日のスト開始以降経営陣が協議を行う意思を示さなかったため継続を決定した。

労組幹部によると、約6500人がストに参加しており、さらに多くの組合員に参加を呼びかけるという。

(4) 不当な解雇、労働者の生存権を侵害 函館バス労組が人権救済申し立て

北海道函館市などで路線バスを運行する「函館バス」と連合系労働組合・私鉄総連函館バス支部との労使紛争をめぐり、支部と組合員2人が近く、函館弁護士会に人権救済を、函館地方法務局に人権侵犯の被害を申し立てることを決めた。裁判で会社の違法性が何度も認められているにもかかわらず、改善の姿勢を見せないため踏み切った。

2021年以降、支部は民事訴訟や労働委員会への不当労働行為救済申し立てを相次いで起こし、会社側の敗訴や労働委による救済命令が続いている。支部代理人の弁護士は「函館バスは司法判断にすら従わない。あらゆる手段を駆使して紛争解決を目指す」と話す。

申立書によると、会社は組合員2人に対し、支部と結んだ労働協約に反して、労使協議を経ずに遠隔地への配置転換を決め、異動に応じないことを理由に懲戒解雇。正当な組合活動をしたことに対する報復人事であり、憲法13条が保障する人格権や25条1項が定める生存権を侵害するものだとし

ている。

(5) 組合員「スラップ訴訟」逆提訴 労組でビラまき→勤務先から賠償請求

賃上げを求めるビラをまいたら勤務先から8千万円超の損害賠償を求められたとして、臨床工学技士の男性（31）と所属する労働組合が7月12日、勤務先に約1千万円の賠償を求めて大阪地裁に提訴した。組合活動の自由を萎縮させる「スラップ訴訟だ」と訴えている。

男性は東京の医療法人が運営する大阪市内の精神科クリニックで労働組合の分会長を務める。訴状によると、男性らは昨年8～10月に6日間、賃上げに応じない法人に抗議し、クリニックの入るビル前で「2年昇給なし」など書いたビラを配った。

3. 情勢・統計

(1) 国民生活基礎調査 「苦しい」59.6% 前年比8ポイント余増

去年、厚生労働省が行った国民生活基礎調査で生活が「苦しい」と回答した世帯は前年から8ポイント余り増え、59.6%にのぼったことがわかった。厚生労働省は「物価高の影響などで生活の苦しさが増している可能性がある」としている。

厚生労働省は毎年、国民生活基礎調査を行っていて、去年は所得の状況などについておよそ4700世帯から回答を得た。

この中で生活状況について聞いたところ「大変苦しい」が26.5%、「やや苦しい」が33.1%で「苦しい」と回答した世帯は前年より8.3ポイント高い全体の59.6%にのぼった。

このうち18歳未満の子どもがいる世帯で「苦しい」と回答した世帯は前年より10.3ポイント高い65.0%となった。

「2023（令和5）年 国民生活基礎調査の概況」 2024年7月5日 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa23/dl/10.pdf>

(2) 全国の倒産企業 上半期 4800件余 2014年以降で最多 民間の調査

ことし上半期に全国で倒産した企業などは4800件余りで、この時期としては2014年以降で最も多くなったという調査結果がまとまった。

民間の信用調査会社、帝国データバンクによるとことし1月から6月までの上半期に、1000万円以上の負債を抱えて法的整理の手続きをとった事業者は、全国で4887件。

去年の同じ時期と比べて22%増え、上半期としては2014年以降で最も多くなった。

業種別では

▽最も多かったのが「サービス業」で去年の同じ時期を28%上回る1228件

- ▽「小売業」が23%増えて1029件
- ▽「建設業」が15%増えて917件だった。

さらに、ことし4月から時間外労働の規制が適用された道路貨物運送業者を取り出して見ると186件で、この時期としては過去最多だった2009年に次いで多く、人手不足が影響したほか燃料費の高騰なども要因となった。

また、コロナ対策のいわゆる「ゼロゼロ融資」を受けたあと返済が難しいことなどを理由に倒産した件数は390件に上った。

調査した会社では「今後は、歴史的な円安や足元で上昇に転じている企業向けの貸出金利が事業活動にどう影響するのかが焦点になる」としててる。

「倒産集計 2024年1月～6月」 帝国データバンク

<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/24kami.html>

(3) 5月 基本給など高い伸びも 実質賃金は26か月連続マイナス

ことし5月の働く人の基本給などにあたる所定内給与は、前年と比べて2.5%増加し、およそ31年ぶりの高い伸び率となった。一方で、物価を反映した実質賃金は26か月連続のマイナスとなり、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態が続いている。

厚生労働省は、全国の従業員5人以上の事業所3万余りを対象に「毎月勤労統計調査」を行っていて、ことし5月分の速報値を公表した。

それによると、基本給や残業代などをあわせた現金給与の総額は1人当たり平均で29万7151円と、前の年の同じ月に比べて1.9%増加し、29か月連続のプラスとなった。

このうち基本給などにあたる所定内給与は26万3539円と2.5%増加し、1993年以来およそ31年ぶりの高い伸び率となった。

一方で、物価の変動分を反映した実質賃金は、前の年に比べて1.4%減少した。

実質賃金のマイナスは26か月連続と過去最長を更新し、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態が続いている。

「毎月勤労統計調査 令和6年5月分結果速報」 2024年7月8日 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r06/2405p/dl/pdf2405p.pdf>

(4) 「働く母親」去年77.8%で過去最高に 厚労省の調査

去年、厚生労働省が行った調査で、働く母親の割合は77.8%とこれままで最も高くなった一方、子どものいる世帯で生活状況が「苦しい」と回答した世帯が65%に上ることがわかった。

厚生労働省は去年の国民生活基礎調査の結果を公表し、18歳未満の子どもと母親がいる世帯は推計で927万4000世帯で、このうち母親が働いている世帯は721万2000世帯となり77.8%を占めた。

これは2年前の前回調査と比べて2.1ポイント増加していて、比較可能な2004年以降で最も高くなった。

(5) 中小零細企業の賃上げ上昇率2.3% 3年連続で過去最高

今年の中小零細企業の賃金は前年より2・3%上がり、比較可能な2002年以降で3年連続で過去最高となった。厚生労働省が7月10日、今年度の最低賃金（時給）の改定を議論する審議会に参考資料として示した。大企業以外にも賃上げが広がっており、最低賃金の引き上げ幅を押し上げる材料になりそうだ。

厚労省は従業員30人未満の1万6373社を抽出して調査し、5149社から回答を得た。1人あたりの今年6月の賃金を前年6月と比べ、上昇率を調べた。

全体の賃金上昇率は過去最高の2・3%で、1時間あたりの賃金の平均は1488円となった。就業形態別ではフルタイムの一般労働者が2・1%、パート労働者は2・8%上がった。

審議会は、経済情勢に応じて都道府県をA～Cランクに分けて最低賃金の引き上げ幅の目安を示す。今回の中小零細の賃金上昇率は、Cランク（2・7%）、Bランク（2・4%）、Aランク（2・2%）の順に高くなる逆転現象が起きた。

現在の最低賃金は全国加重平均で1004円。昨年度の改定で過去最高の43円（4・5%）引き上がり、今回はそれを上回るかが注目される。審議会は今月下旬にも目安額を決める見通しだ。

この日の審議会では労使が意見を表明した。

労働者側は、物価高で生活の厳しさは昨年以上に増していると強調。連合の仁平章・総合政策推進局長は「最低賃金引き上げへの期待感はかつてなく高い。社会に『私の賃金も上がるんだ』と明確なメッセージを発するべきだ」と述べた。

一方、使用者側も一定の引き上げの必要性には理解を示しつつ、賃上げに対する過度な期待感が冷静な議論を損なわせると懸念。日本商工会議所の山下英和・産業政策第二部長は「賃上げに取り組めない、労務費のコスト増を価格に反映できない企業が相当数ある状況を十分考慮すべきだ」と語った。

「令和6年賃金改定状況調査結果」 2024年7月10日 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001273091.pdf>